



2017年5月25日

各 位

会 社 名 伊藤忠商事株式会社
代表者名 取締役社長 岡藤 正広
(コード番号 8001 東証第一部)
問合せ先 IR 室 長 山口 和昭
(TEL. 03-3497-7295)

株式会社ヤナセ株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

伊藤忠商事株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、本日、下記のとおり、株式会社ヤナセ（以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）18,636,000株（所有割合（注1）：39.49%）を所有し、対象者を持分法適用会社とする対象者の主要株主である筆頭株主であります。この度、当社は、平成29年5月25日付で、対象者とより緊密な資本関係を構築するために、対象者普通株式を追加取得し、対象者を当社の連結子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、対象者は普通株式を金融商品取引所に上場しておりませんが、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第24条第1項第3号の定めにより、有価証券報告書を提出しなければならない会社であるため、当社は、法令に基づき、対象者普通株式の追加取得のために本公開買付けを実施いたします。

(注1) 「所有割合」とは、対象者が平成28年12月22日に提出した第144期（自平成27年10月1日至平成28年9月30日）有価証券報告書（以下「対象者第144期有価証券報告書」といいます。）に記載された平成28年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（47,260,000株）から、対象者第144期有価証券報告書に記載された平成28年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（19,874株）及び単元未満株式数（自己株式を除く。44,126株）を除いた株式数（47,196,000株）を分母として計算しております（小数点以下第三位を四捨五入。）。以下同じです。

本公開買付けにおいて、当社は、対象者の連結子会社化を目的としていることから、本公開買付けが成立した場合に当社が所有する対象者の議決権の合計が対象者の総議決権数（注2）の50.1%となるよう5,010,000株を買付予定数の下限（注3）と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」とい

います。)の合計が買付予定数の下限(5,010,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、当社は、12,042,000株を買付予定数の上限(注4)と設定しており、応募株券等の総数が当該買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2)「対象者の総議決権数」とは、対象者第144期有価証券報告書に記載された総株主の議決権の数(47,196個)をいいます。以下同じです。

(注3)買付予定数の下限は、対象者の総議決権数(47,196個)に50.1%を乗じた数(23,646個、小数点未満切り上げ)から、当社が所有する議決権の数(18,636個)を減じた議決権数(5,010個)に係る株式数(5,010,000株)です。

(注4)買付予定数の上限は、対象者の総議決権数(47,196個)に65%を乗じた数(30,678個、小数点未満切り上げ)から、当社が所有する議決権の数(18,636個)を減じた議決権数(12,042個)に係る株式数(12,042,000株)です。

また、本公開買付けに際して、当社は、下記「(3)本公開買付けに関する重要な合意」記載のとおり、(i)あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(以下「あいおいニッセイ同和損害保険」といいます。)、(ii)東京海上日動火災保険株式会社(以下「東京海上日動火災保険」といいます。)(iii)三井住友海上火災保険株式会社(以下「三井住友海上火災保険」といいます。)、及び(iv)損害保険ジャパン日本興亜株式会社(以下「損害保険ジャパン日本興亜」といい、(i)乃至(iv)の4社を個別に又は総称して「本応募予定株主」といいます。)との間で、それぞれが所有する対象者普通株式の一部について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を平成29年5月25日付で、それぞれ締結しております(以下、本応募予定株主との間で締結した各公開買付応募契約書を個別に又は総称して「本応募契約」といいます。)。本応募契約に基づき本応募予定株主が本公開買付けに応募する予定の株式(以下「本応募予定株式」といいます。)の株式数及び本日現在の本応募予定株主による対象者普通株式の所有状況は、以下のとおりです。

(表1) 本応募予定株主による対象者普通株式の所有状況

本応募予定株主	応募予定株式数 (所有割合)	所有株式数 (所有割合、所有株数順位)
あいおいニッセイ同和損害保険	3,224,000株 (6.83%)	4,030,000株 (8.54%、第2位)
東京海上日動火災保険	2,918,000株 (6.18%)	3,647,000株 (7.73%、第3位)
三井住友海上火災保険	2,040,000株 (4.32%)	2,550,000株 (5.40%、第5位)
損害保険ジャパン日本興亜	1,200,000株 (2.54%)	1,500,000株 (3.18%、第8位)
合計	9,382,000株 (19.88%)	11,727,000株 (24.85%)

なお、対象者によれば、平成29年5月25日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立した場合、対象者は、当社の連結子会社となり、また、当社が本公開買

付け後においても引き続き対象者の経営方針の下、海外事業展開を含めた対象者の事業及び収益の拡大発展に貢献する旨表明していることから、本公開買付けが成立して対象者が当社の連結子会社となれば、当社の協力のもと海外事業展開を含めた事業及び収益の拡大発展を図ることができ、また、経営の安定性の向上も図られると判断し、本公開買付けに対して賛同の意見を表明する旨を決議した一方、対象者は、従業員持株会における株式売買価額を決定するに当たり、その参考とするため、平成15年以降毎年、決算内容に基づき株式評価が可能な算定機関（以下「算定機関」といいます。）に対して対象者普通株式についての株価評価を依頼しており、直近期の平成28年9月期決算に基づく評価額は1株につき914円を得ているとのことですが、この評価額とは別に、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）については、あくまで相対の取引を前提として当社及び本応募予定株主間で協議・交渉を重ねた結果を踏まえ、最終的に決定されたものであることから、本公開買付けの妥当性について独自の確認は行わずに意見を留保し、本公開買付けへの応募については、対象者の株主の皆様判断に委ねる旨を決議したとのことです。対象者の当該意思決定の過程に係る詳細については、下記「（４）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

なお、対象者の定款には、対象者の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する旨が規定されておりますが、応募株券等の買付け等に関しては、対象者は、平成29年5月25日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、当社が当該株式を取得することを承認する旨を決議したとのことです。

（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

当社は昭和24年12月1日に設立され、昭和25年7月に大阪・東京両証券取引所（当時）に株式を上場以降、多数の合併や子会社の設立等を経ておりますが、当社グループは、当社、連結子会社207社、持分法適用会社101社（平成29年3月31日現在）で構成される大手総合商社として、繊維、機械、金属、エネルギー、化学品、食料、住生活、情報、金融の各分野において国内、輸出入及び三国間取引を行うほか、国内外における事業投資等、幅広いビジネスを展開しております。当社は、第三者割当てにより平成15年2月に対象者普通株式5,208,000株（当該第三者割当増資直後の対象者の発行済株式総数（40,300,000株）に対する割合：12.92%）を引き受け、対象者の主要株主である筆頭株主となりました。また、平成20年8月に対象者普通株式5,208,000株（所有割合：11.03%）を同様に第三者割当てにより引き受けております。その後、平成25年2月26日に公開買付け届出書を提出し、清水建設株式会社からの対象者普通株式の買付け等を目的として、公開買付けの方法により対象者普通株式1,736,000株（所有割合：3.68%）を買い付け、さらに平成25年11月13日に公開買付け届出書を提出し、日本土地建物株式会社からの対象者普通株式の買付け等を目的として、公開買付けの方法により対象者普通株式6,484,000株（所有割合：13.74%）を買い付け、本日現在、合計18,636,000株（所有割合：39.49%）を所有するに至っております。当社は平成15年2月の出資以降、対象者に常勤取締役、社外取締役及び出向者数名を派遣し、対象者の経営に関与してまいりました。平成23年12月には、当社出身の井出健義氏が対象者の代表取締役社長（当時、現在は代表取締役社長執行役員）に就任しております。

また、対象者によれば、対象者は大正4年5月に個人経営による「梁瀬商会」として創立され、その後改組、合併等を経て昭和44年12月に社名を現在の株式会社ヤナセ

に変更したとのことです。対象者は、設立当初は米国車等を販売しておりましたが、その後ドイツ車をはじめとする多くの輸入車等を取り扱うようになり、本日現在、対象者は、ドイツ車をはじめとする輸入車及びその部品・アクセサリーの販売、自動車の修理・整備を行っております。日本における輸入車販売数は従来年間約25万台で推移してきましたが、リーマンショックの影響を受けて、平成20年は19万台、平成21年は16万台と急減しました。しかし、その後回復し、平成28年は29万台まで伸長しました。対象者としては、少子化が進み国内自動車市場の縮小が予測される中においても、対象者が主に取扱うドイツ車を中心とする輸入車は洗練されたデザインと確かな技術やこれらに裏付けされたブランドで購買力のあるロイヤリティの高い（輸入車ブランドへの愛着が強い）顧客層を基盤としており、小型車ラインナップの充実、エコカー減税対象車の投入等も相まって、対象者は今後も従来と同程度の販売数を持続し、輸入車市場の中で安定した存在感を発揮し続けるものと考えているとのことです。

また、対象者によれば、対象者は平成27年に創業100周年を迎えた歴史と伝統ある企業であります。現状に留まることなく、今後も発展拡大していくためには、国内においては、輸入車の販売が総販売に占める割合が高い大都市圏を中心とした重要市場に対する拠点投資を順次実行して営業体制の拡充を図り、また、新車販売・中古車販売・アフターセールスの各部門に係る横断的な顧客管理システムを用いた顧客に対する総合的な営業を一層推し進め、新車販売のみならず、中古車販売・アフターセールスも含め、自動車の販売に関わる一連の流れを踏まえた総合的なサービスを顧客に対して提供できるバリューチェーン経営を強化拡大することが重要課題であると認識しているとのことです。かかる課題への対処として、平成24年11月には本社屋とそれに併設するメルセデスベンツ東京芝浦、アウディ芝浦の全面リニューアルを完了しており、全社的なお客様フォローの基準整理等、業務改革（BPR）活動を継続して推進するとともに、経費構造の改善と財務体質強化にも継続して取り組み、ゆるぎない収益体質の確立を進めていく方針とのことです。

さらに、対象者によれば、今後の事業発展のためには、海外事業展開を含めた事業及び収益の拡大発展も重要課題であると考えているところ、海外事業展開を実施していくにあたっては、当社との資本関係を一層強化し、当社の海外ネットワーク等の有形無形の経営資源を活用することなどが必要であるため、当社の連結子会社となることも有益な選択肢であると考えていたとのことです。

当社としても、対象者の主要株主である筆頭株主として、対象者の事業及び収益の拡大発展に寄与したいと考えておりましたが、当社が対象者に対して実施できるサポートの内容は、対象者が当社の持分法適用会社であるか、連結子会社であるかにより異なるため、対象者での海外事業展開への協力を含め、今後より一層対象者の業務をサポートするためには、対象者との資本関係を強化し、対象者を連結子会社化する必要があると考えておりました。そして、当該連結子会社化により、従来以上に緊密化した連携を図ると共に、両社グループの有する資産、ノウハウ、顧客基盤等の経営資源を開示及び提供することを通じて、海外事業展開に向けた連携やシナジーの実現が期待できると考えるに至りました。

かかる状況の下、平成28年10月上旬、当社及び対象者は、当社による対象者の連結子会社化についての協議を開始しました。その中で、対象者が、対象者の大株主である本応募予定株主は対象者普通株式の売却に応じる意向を有している可能性があると考えていたことから、本応募予定株主から当社が対象者普通株式を譲り受ける案が検討対象となりました。そのため、当社は対象者の協力を得て、平成29年2月中旬に本応募予定株主と接触する機会を設けて、対象者が当社の連結子会社となることにより更なる成長を実現するため、対象者普通株式1株当たり540円程度で、本応募予定株主

が所有する対象者普通株式の売却を依頼したところ、平成29年2月中旬、本応募予定株主から前向きに検討する意向が表明されました。

その後、当社は、対象者との間で連結子会社化に関する協議を行うのと並行して、本応募予定株主との間で本応募予定株主所有株式の取得に関する条件のうち、特に本公開買付価格について協議・交渉を重ねた結果、平成29年5月25日付で本応募契約を締結し、本応募予定株主から本応募予定株式を取得することを決定いたしました。

なお、当社としては、本公開買付け後においても、引き続き、本日現在と同様に対象者に取締役や出向者を派遣し、対象者の経営方針の下、海外事業展開を含め、新たな収益源の確保に向けた成長戦略の策定と推進、対象者を取り巻く経営課題への対応強化等、これまで以上に対象者の事業及び収益の拡大発展に貢献したいと考えております。また、当社は、本公開買付けが成立した場合には、対象者の取締役の過半数を、当社が指名する取締役候補者から選任することを想定しておりますが、本日現在、当社が指名する取締役候補者についての具体的な内容は未定です。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意

当社は、本応募予定株主との間で、平成29年5月25日付で、本応募契約を締結し、それぞれが所有する対象者普通株式の一部について本公開買付けに応募することを合意しております。具体的には、(i) あいおいニッセイ同和損害保険は所有する対象者普通株式のうち 3,224,000 株 (所有割合：6.83%)、(ii) 東京海上日動火災保険は所有する対象者普通株式のうち 2,918,000 株 (所有割合：6.18%)、(iii) 三井住友海上火災保険は所有する対象者普通株式のうち 2,040,000 株 (所有割合：4.32%)、(iv) 損害保険ジャパン日本興亜は所有する対象者普通株式のうち 1,200,000 株 (所有割合：2.54%) について、それぞれ本公開買付けに応募することに合意しております (本応募予定株式の合計株式数 9,382,000 株 (所有割合：19.88%)。本応募予定株主の所有株式数等の詳細については、上記「(1) 本公開買付けの概要」の(表1)参照。)

なお、本応募契約においては、応募についての前提条件として、大要、(i) 本応募契約締結日及び本公開買付けの開始日において、当社の表明及び保証(注1)が重要な点において真実かつ正確であること、及び(ii) 公開買付者について本応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務(注2)が重要な点において全て履行又は遵守されていることが定められています。なお、本応募予定株主が、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、本公開買付けに応募することは制限されていません。上記本応募契約の前提条件は、当社が本応募予定株主と締結した本応募契約にそれぞれ独立して規定されていますので、前提条件を充足しない場合にも本公開買付けに応募するか否かの判断は、本応募予定株主が各自独立して行うこととなります。

(注1) 本応募契約において、当社は、本応募予定株主に対して、反社会的勢力への非該当性について表明及び保証を行っております。

(注2) 本応募契約において、当社は、(i) 当社の本応募契約上の表明・保証又は義務に係る重要な点における違反が明らかになった場合又はその合理的なおそれを生じさせる具体的な事由が生じた場合の本応募予定株主への通知義務、(ii) 本応募契約上の表明・保証違反又は義務違反による補償義務、(iii) 秘密保持義務、(iv) 本応募契約上の地位又は本応募契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務、及び(v) 誠実協議義務を負っています。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、対象者は当社の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、対象者によれば、対象者は、(i)当社が対象者普通株式18,636,000株(所有割合:39.49%)を所有する主要株主である筆頭株主であること、並びに(ii)対象者の取締役のうち、代表取締役社長執行役員である井出健義氏及び取締役常務執行役員である鷺巣寛氏は当社理事であり、社外取締役である細谷浩章氏は当社社員であることに鑑み、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施したとのことです。

① 独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、対象者、本応募予定株主及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである古賀総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

② 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者によれば、本公開買付けが成立した場合、対象者は、当社の連結子会社となり、また、当社が本公開買付け後においても引き続き対象者の経営方針の下、海外事業展開を含めた対象者の事業及び収益の拡大発展に貢献する旨表明していることから、対象者としても、本公開買付けが成立して対象者が当社の連結子会社となれば、当社の協力のもと海外事業展開を含めた事業及び収益の拡大発展を図ることができ、また、対象者の経営の安定性の向上も図られるものと判断し、平成29年5月25日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明する旨を決議したとのことです。一方で、対象者は、従業員持株会における株式売買価額を決定するに当たり、その参考とするため、平成15年以降毎年、決算内容に基づき算定機関に対して対象者普通株式についての株価評価を依頼しており、直近期の平成28年9月期決算に基づく評価額は1株につき914円であるとのことです。この評価額とは別に、本公開買付価格については、あくまで相対の取引を前提として当社及び本応募予定株主間で協議・交渉を重ねた結果を踏まえ、最終的に決定されたものであることから、本公開買付価格の妥当性について独自の確認は行わずに意見を留保し、本公開買付けへの応募については、平成29年5月25日開催の対象者取締役会において、対象者の株主の皆様への判断に委ねる旨を決議したとのことです。対象者によれば、当該取締役会には、対象者の取締役8名のうち利益相反関係を有する可能性のある下記の3名を除く5名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、上記決議を行っているとのことです。また、当該取締役会には対象者の監査役4名(うち社外監査役3名)全員が出席し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、代表取締役社長執行役員である井出健義氏及び取締役常務執行役員である鷺巣寛氏は当社理事であること、また、社外取締役である細谷浩章氏は当社社員であることから、利益相反の疑いを回避するため、いずれも本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議には参加していないとのことです。

③ 本公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、32営業日としております。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、本公開買付価格の公正性を担保することを意図しております。

(5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者を当社の連結子会社とすることを目的としておりますが、本日現在、本公開買付けによりその目的を達成した場合には、本公開買付け後に対象者普通株式の追加取得を行うことは予定しておりません。

なお、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社は、対象者普通株式を取得以降、段階的に対象者普通株式の所有比率の引き上げを行っております。今後につきましても、本公開買付け後の状況を踏まえ、両社の事業の成長及び企業価値向上の追求のため、当社による対象者普通株式の追加取得を行うことが合理的であると判断されるような場合には、適用法令に抵触しない方法で対象者普通株式を追加取得するか否かについて検討する可能性があります。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名称	株式会社ヤナセ																					
② 所在地	東京都港区芝浦一丁目6番38号																					
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員 井出 健義																					
④ 事業内容	自動車販売（新車・中古車） 自動車部品・アクセサリーの販売 自動車の修理・整備 自動車保険の代理店業務 広告等の企画・制作 損害保険の代理店業務 グループ内福利厚生サービス																					
⑤ 資本金	6,975百万円（平成28年9月30日現在）																					
⑥ 設立年月日	1920年（大正9年）1月27日																					
⑦ 大株主及び持株比率 （平成28年9月30日現在の発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%））	<table border="0"> <tr> <td>伊藤忠商事株式会社</td> <td>39.43%</td> </tr> <tr> <td>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</td> <td>8.53%</td> </tr> <tr> <td>東京海上日動火災保険株式会社</td> <td>7.72%</td> </tr> <tr> <td>ヤナセ従業員持株会</td> <td>6.64%</td> </tr> <tr> <td>三井住友海上火災保険株式会社</td> <td>5.40%</td> </tr> <tr> <td>株式会社オリエントコーポレーション</td> <td>4.62%</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほ銀行</td> <td>4.23%</td> </tr> <tr> <td>損害保険ジャパン日本興亜株式会社</td> <td>3.17%</td> </tr> <tr> <td>トーア再保険株式会社</td> <td>1.16%</td> </tr> <tr> <td>日本土地建物株式会社</td> <td>0.97%</td> </tr> </table>		伊藤忠商事株式会社	39.43%	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	8.53%	東京海上日動火災保険株式会社	7.72%	ヤナセ従業員持株会	6.64%	三井住友海上火災保険株式会社	5.40%	株式会社オリエントコーポレーション	4.62%	株式会社みずほ銀行	4.23%	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	3.17%	トーア再保険株式会社	1.16%	日本土地建物株式会社	0.97%
伊藤忠商事株式会社	39.43%																					
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	8.53%																					
東京海上日動火災保険株式会社	7.72%																					
ヤナセ従業員持株会	6.64%																					
三井住友海上火災保険株式会社	5.40%																					
株式会社オリエントコーポレーション	4.62%																					
株式会社みずほ銀行	4.23%																					
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	3.17%																					
トーア再保険株式会社	1.16%																					
日本土地建物株式会社	0.97%																					
⑧ 当社と対象者の関係	資本関係	当社は対象者の発行済株式総数の39.43%に相当する対象者株式を保有しております。																				

	人的関係	当社は、対象者に対して、対象者に常勤取締役2名、社外取締役1名を派遣しております。具体的には、当社社員である細谷浩章氏が対象者の社外取締役を兼務しております。なお、対象者の代表取締役社長執行役員である井出健義氏、及び取締役常務執行役員である鷲巢寛氏は当社の理事でもあります。 また、当社より、対象者に対して、従業員2名が出向しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の持分法適用会社であり、関連当事者に該当しております。

(2) 日程等

① 日程

当社機関決定日	平成29年5月25日(木曜日)
公開買付開始公告日	平成29年5月26日(金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成29年5月26日(金曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成29年5月26日(金曜日)から平成29年7月10日(月曜日)まで(32営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金540円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の算定に当たり、対象者普通株式が金融商品取引所に上場しておらず、市場価格が存在しないことに鑑み、対象者の経営成績及び財政状態並びにそれらの見込み等を踏まえ、簿価純資産額、対象者と同様に主に自動車ディーラー業を営む国内上場他社の株価純資産倍率(PBR)及び非流動性ディスカウント等を勘案の上、株式価値を算定することを本応募予定株主に対して提案し、本応募予定株主との間で協議・交渉を行った結果、平成29年5月25日に本公開買付価格を540円と決定いたしました。

すなわち、当社としては、対象者普通株式が金融商品取引所に上場しておらず、譲渡制限株式会社であるため株式の流動性が極めて乏しいこと、対象者が平成28年12月中旬に算定機関から得ている平成28年9月期決算に基づく株式評価額が1株あたり914円であること等を総合的に考慮して算出した株式価値をもって本応募予定株主に対して取得価格の提案を行いました。

その後、本応募予定株主との間で協議・交渉を重ねた結果、最終的に本公開買付価格を540円と決定しております。

上記、算定機関による株式評価は、従業員持株会における株式売買価額を決定するに当たり、その参考とするため、対象者が、平成15年以降毎年、決算内容に基づき算定機関に対して対象者普通株式についての株価評価を依頼して得ていることですが、対象者によれば、純資産価額方式の方法により算定されているとのこと

です。
なお、本公開買付価格は、対象者の有価証券報告書等により一般に公開されている情報に基づきつつ、当社が自ら対象者の株式価値を検討した上で、本応募予定株主との協議・交渉の結果を踏まえて決定した価格のため、第三者算定機関からの株式価値算定書（いわゆるフェアネス・オピニオンを含みます。）は取得しておりません。

当社は、平成25年2月26日に公開買付届出書を提出し、公開買付けの方法により対象者普通株式1,736,000株（所有割合：3.68%）を、普通株式1株につき金399円（本公開買付価格と比較して141円低い価格）で買付け等を行い、また、平成25年11月13日にさらに公開買付届出書を提出し、公開買付けの方法により対象者普通株式6,484,000株（所有割合：13.74%）を、普通株式1株につき金509円（本公開買付価格と比較して31円低い価格）で買付け等を行っております。本日現在、上記各公開買付けの時点から3年半以上が経過しているため対象者の経営成績及び財政状態等も異なっていること、また、上記各公開買付価格は、本応募株主以外の対象者の株主との協議・交渉を経て決定された価格であることなどから、本公開買付価格が上記各公開買付けにおける買付価格と異なっております。

②算定の経緯

当社は、本公開買付価格の算定に当たり、対象者普通株式が金融商品取引所に上場しておらず、市場価格が存在しないことに鑑み、対象者の経営成績及び財政状態並びにそれらの見込み等を踏まえて株式価値を算定することを本応募予定株主に対して提案し、具体的な価格については540円程度と提示した上で、本応募予定株主との間で協議・交渉を行った結果、平成29年5月25日に本公開買付価格を540円と決定いたしました。

上記に関する具体的な経緯は以下のとおりです。

対象者によれば、今後の事業発展のため、海外事業展開を実施していくにあたっては、当社の連結子会社となることも有益な選択肢であると考えていたとのことです。当社としても、当社が対象者に対して実施できるサポートの内容は、対象者が当社の持分法適用会社であるか、連結子会社であるかにより異なるため、今後より一層対象者の業務をサポートするためには、対象者との資本関係を強化し、対象者を連結子会社化する必要があると考えておりました。

かかる状況の下、平成28年10月上旬、当社及び対象者は、当社による対象者の連結子会社化についての協議を開始しました。その中で、対象者が、対象者の大株主である本応募予定株主は対象者普通株式の売却に応じる意向を有している可能性があると考えていたことから、本応募予定株主から当社が対象者普通株式を譲り受ける案が検討対象となりました。そのため、当社は対象者の協力を得て、平成29年2月中旬に本応募予定株主と接触する機会を設けて、対象者が当社の連結子会社となることにより更なる成長を実現するため、対象者普通株式1株当たり540円程度で、本応募予定株主が所有する対象者普通株式の売却を依頼したところ、平成29年2月中旬、本応募予定株主から前向きに検討する意向が表明されました。

その後、当社は、対象者との間で連結子会社化に関する協議を行うのと並行して、本応募予定株主との間で本応募予定株主所有株式の取得に関する条件のうち、特に

本公開買付価格について協議・交渉を重ねた結果、本公開買付価格を540円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格の算定に際しては、当社は第三者算定機関からの株式価値算定書（いわゆるフェアネス・オピニオンを含みます。）は取得していません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
12,042,000 (株)	5,010,000 (株)	12,042,000 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（5,010,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。なお、買付予定数の下限は、対象者の総議決権数（47,196個）に50.1%を乗じた数（23,646個、小数点未満切り上げ）から、当社が所有する議決権の数（18,636個）を減じた議決権数（5,010個）に係る株式数（5,010,000株）です。

(注2) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（12,042,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。なお、買付予定数の上限は、対象者の総議決権数（47,196個）に65%を乗じた数（30,678個、小数点未満切り上げ）から、当社が所有する議決権の数（18,636個）を減じた議決権数（12,042個）に係る株式数（12,042,000株）です。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	18,636 個	(買付け等前における株券等所有割合 39.49%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	150 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.32%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	30,678 個	(買付け等後における株券等所有割合 65.32%)
対象者の総株主等の議決権の数	47,196 個	

(注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（12,042,000株）に係る議決権の数（12,042個）に「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」（18,636個）を加えた議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の合計を記載しております。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数(平成28年9月30日現在)(個)」は、対象者第144期有価証券報告書記載の総株主の議決権の数です。

(注4)特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象となるため、当該特別関係者から応募があった場合には、当該特別関係者による応募株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記「買付け等を行った後における株券等所有割合」は65.32%を下回ることとなります。

(注5)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 6,502,680,000円

(注)「買付代金(円)」は、本公開買付けにおける買付予定数(12,042,000株)に、本公開買付価格(540円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

② 決済の開始日
平成29年7月21日(金曜日)

③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した銀行口座へ送金いたします。

④ 株券等の返還方法
下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降速やかに、買付けられなかった株券等を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)に郵送又は交付します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(5,010,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(12,042,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方法により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

②【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至チ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至ト及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項の規定に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、応募株主等は、公開買付期間中

においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の16時まで、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の16時まで、公開買付代理人に到達しなければ解除できません。

解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
（その他の東海東京証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内におい

て若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付け等に関する書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者でないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 29 年 5 月 26 日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

東海東京証券株式会社

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(2) 今後の見通し

本公開買付けが当社の連結業績に与える影響は限定的です。

平成 30 年 3 月期の連結業績見通し(当社株主に帰属する当期純利益)4,000 億円に変更はありません。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、平成 29 年 5 月 25 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明する旨を決議した一方で、本公開買付け価格の妥当性について独自の確認は行わずに意見を留保し、本公開買付けへの応募については、対象者の株主の皆様の判断に委ねる旨を決議したとのことです。対象者の当該意思決定の過程に係る詳細については、上記「1 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

- (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の
情報
該当事項はありません。

以 上